御殿場市

第８期障害福祉計画

及び

第４期障害児福祉計画（案）

令和９年度～令和１１年度

令和９年３月

御 殿 場 市

目　次

第１章　計画の基本的な考え方 ……1
1　計画の基本理念 ……1
2　計画の位置付け ……2
3　計画期間 ……3
4　SDGｓとの関連 ……3
5　計画の達成状況の点検及び評価 ……3

第２章　障害者を取り巻く現状 ……4
1　障害者の現状 ……4
2　障害福祉サービスの利用状況 ……8

第３章　成果目標の設定 ……11
1　福祉施設入所者の地域生活への移行に係る成果目標 ……11
2　精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 ……11
3　地域生活支援の充実 ……13
4　福祉施設から一般就労への移行 ……14
5　障害児通所支援等の地域支援体制の整備 ……15
6　相談支援体制の充実・強化に向けた取組の実施体制の確保 ……15
7　障害福祉サービス等の質を向上するための取組に係る体制の構築 ……18

第４章　サービス見込量と確保のための方策 ……19
1　サービス見込量 ……19
2　見込量確保のための方策 ……22
3　基盤整備計画に関する事項 ……23
4　地域生活支援事業の実施に関する事項 ……25

参考資料 ……28
指定障害福祉サービスの種類 ……28

第１章　計画の基本的な考え方

１　計画の基本理念

本計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）及び児童福祉法の理念を踏まえ、以下の基本的な考え方に基づいて、令和 11 年度の目標値を設定します。目標値の達成に向けた障害福祉サービス等の必要量を的確に見込み、その確保のための方策を定め、サービス提供体制の計画的な整備を図るものです。

また、本計画は、障害者計画に掲げた基本理念である「共に生きる福祉のまちづくり」に向けた障害福祉サービスに関する「実施計画」として位置付けられ、「第７期御殿場市障害福祉計画」の実績及び障害児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するために定められた「第３期障害児福祉計画」の実績を踏まえ、続く３年間（令和９年度～令和 11 年度）における計画の策定を図るものです。

■□ 基本的理念 □■

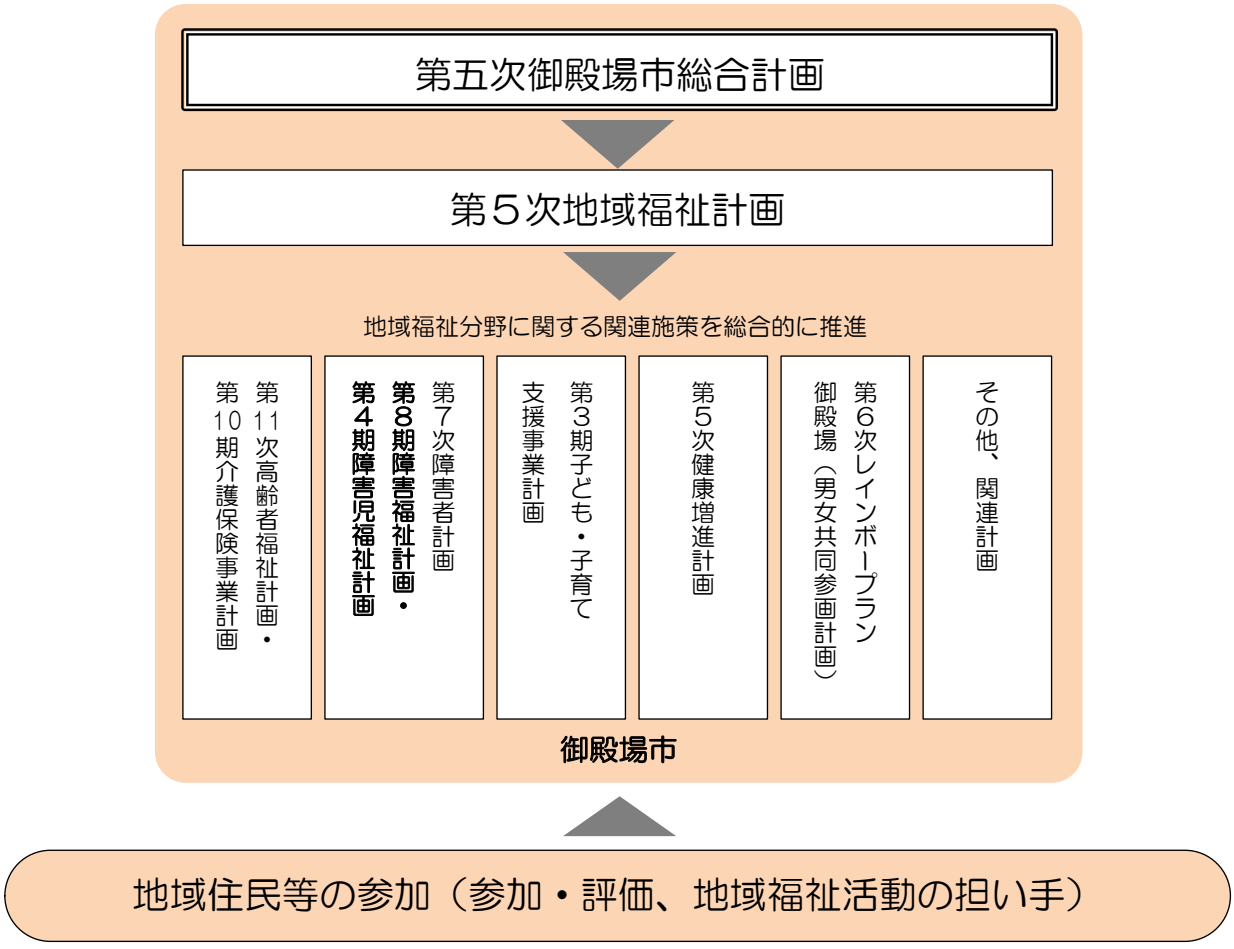
（１）障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
（２）障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
（３）入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
（４）地域共生社会の実現に向けた取組
（５）障害児の健やかな育成のための発達支援
（６）障害福祉人材の確保・定着
（７）障害者の社会参加を支える取組

２　計画の位置付け

○障害福祉計画は、障害者総合支援法第 88 条第１項に規定する「市町村障害福祉計画」の第８期計画として策定するものです。３年間を１期とし、各年度における障害福祉サービスごとに必要な見込量を算出し、その見込量を確保するための方策を定めるものです。

○障害児福祉計画は、児童福祉法第 33 条の 20 に規定する「市町村障害児福祉計画」の第４期として策定するものです。障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に関する事項等を定めるもので、市では「第８期御殿場市障害福祉計画」と一体的に策定するものとします。

○本計画は、「静岡県障害福祉計画」を踏まえ、上位計画である「第五次御殿場市総合計画」や、「地域福祉計画」、「障害者計画」、「子ども・子育て支援事業計画」など、保健・医療・福祉分野の計画や、教育やまちづくり、人権、防災などのその他の関連分野の計画等と整合性を図って策定しました。



市町村障害福祉計画

根拠法令・障害者総合支援法（第88条第１項）

位置づけ・障害福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画

計画期間・３か年

市町村障害児福祉計画

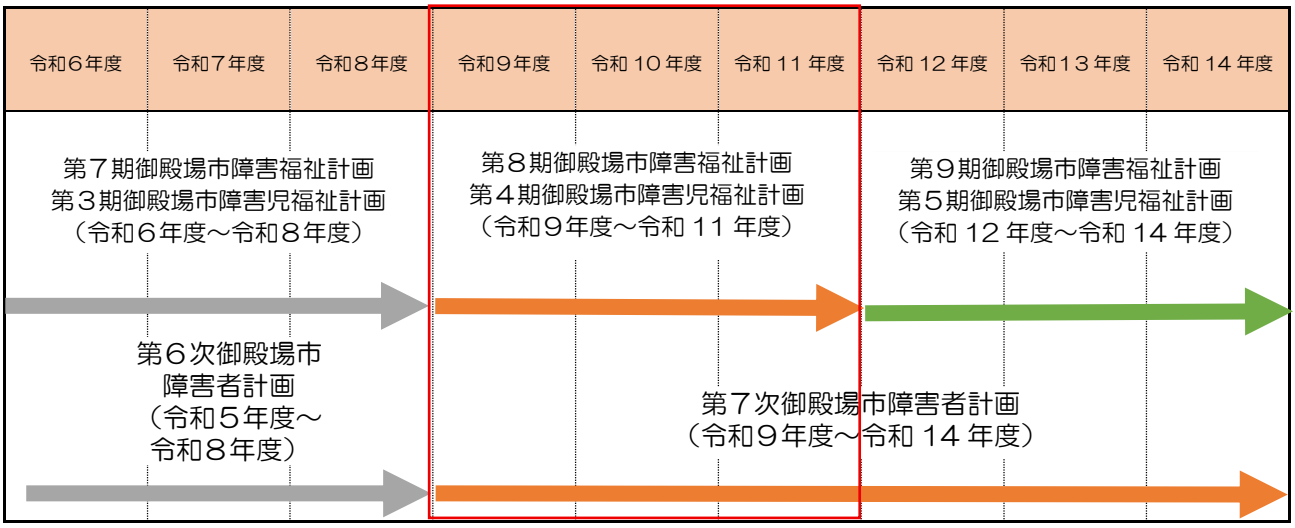
根拠法令・児童福祉法（第33条の20）

位置づけ・障害児の通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に関する計画

計画期間・３か年

３　計画期間

本計画は、令和９年度を初年度として令和 11 年度までの３年間を計画期間とします。



４　SDGｓとの関連

第五次御殿場市総合計画では、全ての政策をＳＤＧｓの 17 の目標と結びつけ、体系的にＳＤＧｓの目標達成に取り組むことと規定されています。本計画において関連のある個別目標は以下のとおりです。



５　計画の達成状況の点検及び評価

各年度において、サービス見込量等について達成状況の点検・評価を行い、その結果に基づいて必要な対策を実施します。

第２章　障害者を取り巻く現状

１　障害者の現状

（１）身体障害者の状況

身体障害者手帳所持者については、令和７年度末現在では２,239 人であり、令和５年度と比較して、73 人の減少が見られました。

65 歳以上の手帳所持者については、令和７年度では 1,594 人と、全体の約７割を占めています。

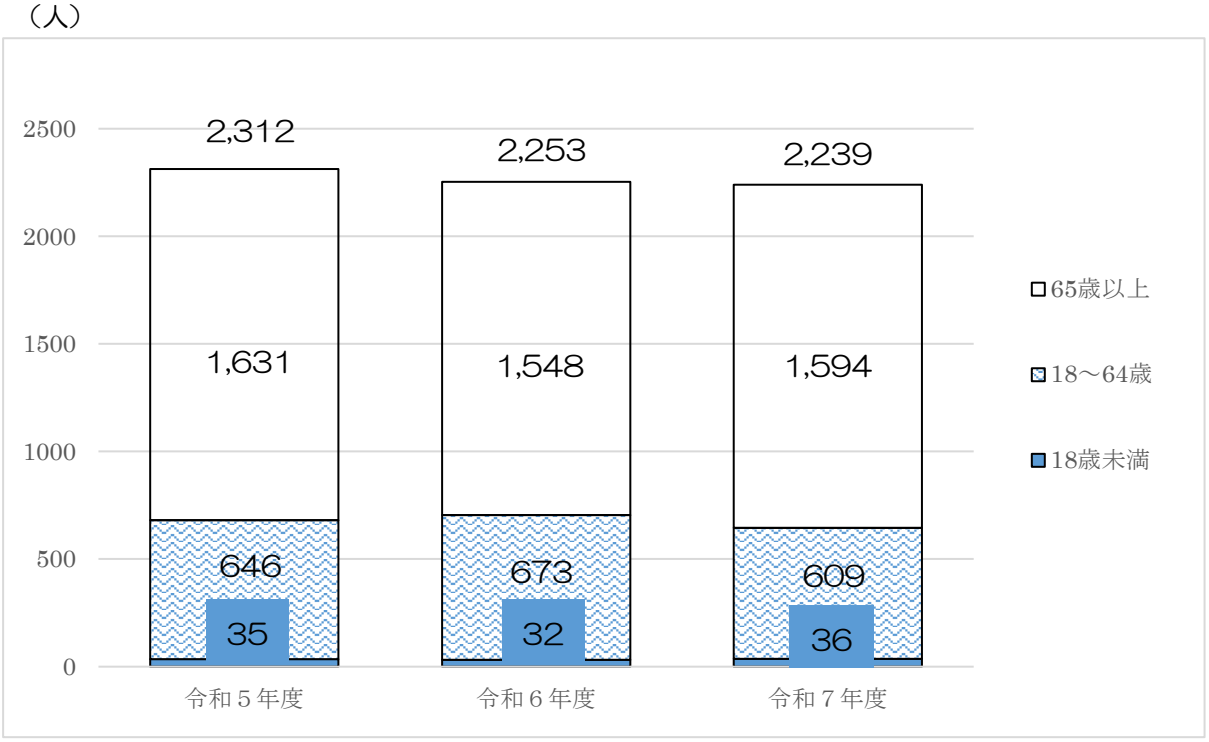
≪表１／身体障害者手帳所持者数の推移≫

（単位：人）

区　分	令和５年度	令和６年度	令和７年度
18 歳未満	35	32	36
18～64 歳	646	673	609
65 歳以上	1,631	1,548	1,594
合　計	2,312	2,253	2,239

資料：社会福祉課（各年度末現在）

≪図１／身体障害者手帳所持者数の状況≫



身体障害者手帳所持者を障害種別にみると、令和７年度末現在では「肢体不自由」が 1,010 人と最も多く、全体の半数近くとなっています。

≪表２／身体障害者手帳所持者数（障害種別・等級別）≫

（単位：人）

区　分	視覚障害	聴覚平衡機能障害	音声言語そしゃく機能障害	肢体不自由	内部障害	合計
１級	44	7	0	203	544	798
２級	49	37	0	201	10	297
３級	3	18	22	179	141	363
４級	14	65	10	255	158	502
５級	34	0		101		135
６級	8	65		71		144
合 計	152	192	32	1,010	853	2,239

資料：社会福祉課（令和７年度末現在）

≪表３／身体障害者手帳所持者数の推移（等級別）≫

（単位：人）

区　分	令和５年度	令和６年度	令和７年度
１級	814	784	798
２級	330	314	297
３級	398	381	363
４級	488	497	502
５級	143	140	135
６級	139	137	144
合 計	2,312	2,253	2,239

資料：社会福祉課（各年度末現在）

（２）知的障害者の状況

療育手帳所持者については、令和７年度末現在は 821 人であり、令和５年度から令和７年度までの３か年で 35 人の増加が見られました。

程度別にみると、Ａ判定（重度）よりもＢ判定（中・軽度）が多く、約７割を占めています。

≪表５／療育手帳所持者数の推移（年齢別・程度別）≫

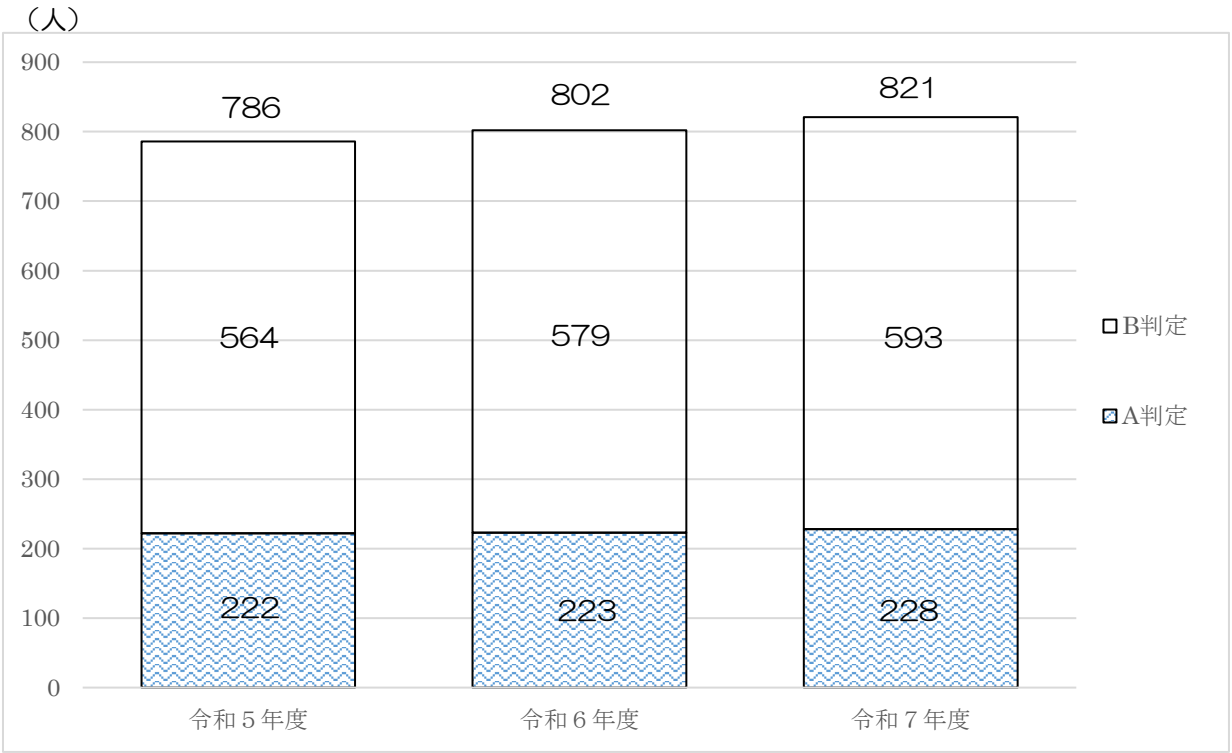
（単位：人）

区　分		令和５年度	令和６年度	令和７年度
Ａ	18 歳未満	41	41	44
	18 歳以上	181	182	184
	合計	222	223	228
Ｂ	18 歳未満	192	189	195
	18 歳以上	372	390	398
	合計	564	579	593
合　計	18 歳未満	233	230	239
	18 歳以上	553	572	582
	合計	786	802	821

※Ｂ判定の一部に知的障害に加えて発達障害の診断を受けた者を含みます。

資料：社会福祉課（各年度末現在）

≪図２／療育手帳所持者数の推移（程度別）≫



（３）精神障害者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者については、令和７年度末現在は 508 人であり、令和５年度から令和７年度までの３か年で 68 人の増加が見られました。

精神障害者保健福祉手帳所持者数を等級別にみると、「２級」が最も多く、令和７年度では全体の約６割を占めています。

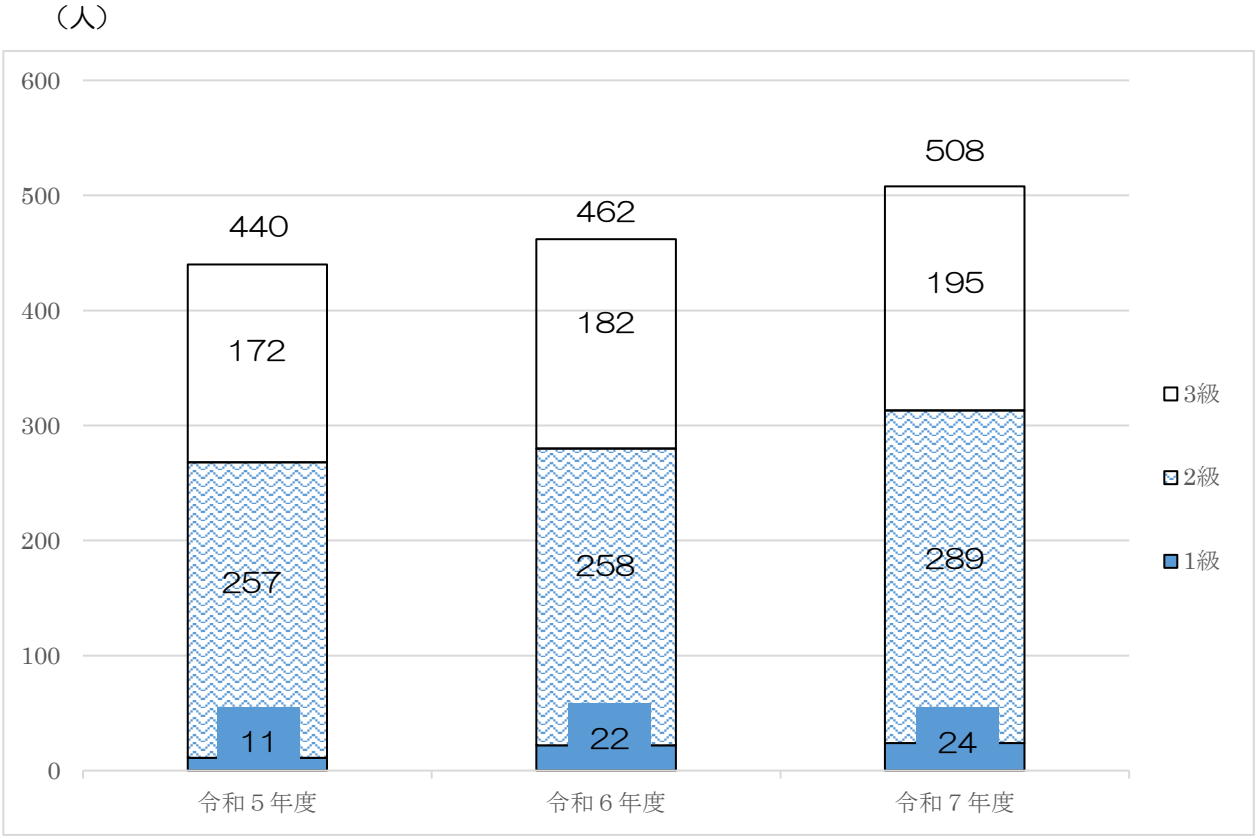
≪表６／精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（等級別）≫

（単位：人）

区　分	令和５年度	令和６年度	令和７年度
１級	11	22	24
２級	257	258	289
３級	172	182	195
合 計	440	462	508

資料：社会福祉課（各年度末現在）

≪図３／精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（等級別）≫



２　障害福祉サービスの利用状況

各年度における指定障害福祉サービスの利用実績は以下のとおりです。

（この事項の表の（１）～（４）の数値は、直近のサービス利用状況を反映させるため、令和５年度から令和７年度の各年度末の利用実績及び令和８年度８月の利用実績を掲載しています。

（５）については、年間の利用状況を掲載しています。

（１）訪問系サービス

サービス種別		令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
訪問系サービス全体の利用量	サービス利用量	663.5 時間分	775.5 時間分	726.5 時間	744 時間分
居宅介護	利用者数	50 人	50 人	44 人	44 人
	サービス利用量	519 時間分	508 時間分	500 時間分	481 時間
重度訪問介護	利用者数	１人	１人	１人	２人
	サービス利用量	80 時間分	165 時間分	128 時間分	168 時間分
同行援護	利用者数	11 人	９人	８人	７人
	サービス利用量	48.5 時間分	38.5 時間分	34.5 時間分	31 時間分
行動援護	利用者数	１人	２人	２人	２人
	サービス利用量	16 時間分	64 時間分	64 時間分	64 時間分
重度障害者等包括支援	利用者数	０人	０人	０人	０人

（２）日中活動系サービス

サービス種別		令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
日中活動系サービス全体の利用量	サービス利用量	8,405 人日分	8,535 人日分	9,205 人日分	8,516 人日分
生活介護	利用者数	139 人	141 人	148 人	143 人
	サービス利用量	2,745 人日分	2,795 人日分	3,013 人日分	2,833 人日分
自立訓練（機能訓練）	利用者数	０人	２人	２人	０人
	サービス利用量	０人日分	46 人日分	39 人日分	０人日分
自立訓練（生活訓練）	利用者数	１人	３人	３人	５人
	サービス利用量	23 人日分	72 人日分	68 人日分	96 人日分
就労定着支援	利用者数	０人	０人	１人	１人
就労選択支援 ※年間延べ人数	利用者数			９人	１１人
就労移行支援	利用者数	４人	３人	９人	10 人
	サービス利用量	74 人日分	47 人日分	180 人日分	198 人日分
就労継続支援（Ａ型）	利用者数	46 人	23 人	26　人	29 人
	サービス利用量	861 人日分	484 人日分	551 人日分	576 人日分
就労継続支援（Ｂ型）	利用者数	266 人	285 人	283 人	275 人
	サービス利用量	4,395 人日分	4,687 人日分	4,945 人日分	4,347 人日分
療養介護	利用者数	５人	７人	７人	９人
	サービス利用量	155 人日分	217 人日分	217 人日分	279 人日分
短期入所（福祉型）	利用者数	22 人	27 人	31 人	24 人
	サービス利用量	121 人日分	163 人日分	177 人日分	168 人日分
短期入所（医療型）	利用者数	５人	５人	３人	４人
	サービス利用量	31 人日分	24 人日分	15 人日分	19 人日分

（３）児童通所サービス

サービス種別		令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
児童発達支援	利用者数	65 人	68 人	63 人	58 人
	サービス利用量	678 人日分	708 人日分	750 人日分	745 人日分
放課後等デイサービス	利用者数	207 人	206 人	206 人	212 人
	サービス利用量	2,320 人日分	2,491 人日分	2,696 人日分	2,393 人日分
保育所等訪問支援	利用者数	０人	０人	０人	２人
	サービス利用量	０人日分	０人日分	０人日分	２人日分

（４）居住系サービス

サービス種別		令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
自立生活援助	利用者数	０人	４人	０人	０人
共同生活援助（グループホーム）	利用者数	102 人	115 人	118 人	124 人
うち日中サービス支援型	利用者数	12 人	24 人	29 人	34 人
施設入所支援	利用者数	88 人	86 人	90 人	88 人

（５）その他のサービス（年間）

サービス種別		令和５年度	令和５年度	令和７年度	令和８年度
地域移行支援	利用者数	１人	０人	０人	０人
地域定着支援	利用者数	２人	１人	１人	１人
計画相談支援	利用者数	575 人	591 人	599 人	608 人
障害児相談支援	利用者数	291 人	294 人	278 人	288 人

令和５年度から令和８年度のサービス別利用量や利用者数を比較すると、重度訪問介護、行動援護、生活介護、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（Ｂ型）、短期入所（福祉型）、療養介護、共同生活援助（グループホーム）は増加し、居宅介護、同行援護、就労継続支援（Ａ型）、短期入所（医療型）が減少しました。そのほかはほぼ横ばいとなっています。

第７期計画の見込量と比べると、重度訪問介護、行動援護、自立訓練（生活訓練）、短期入所（福祉型）、共同生活援助（グループホーム）、施設入所支援、療養介護は計画値を上回る結果となりました。特に共同生活援助（グループホーム）の利用者数の増加が顕著となっており、見込量の 85 人に対して 39 人増となっています。

第３章　成果目標の設定

１　福祉施設入所者の地域生活への移行に係る成果目標

項目	数値	考え方
基準年の入所者数（Ａ）	90 人	令和７年度末の施設入所者数
目標年の入所者数（Ｂ）	88 人	令和 11 年度末の利用者数見込み
【目標値】 入所者数減少見込（Ａ－Ｂ）	２人	差引減少見込み数 （国の指針　（Ａ）の５%以上減） ※現状に即した形で目標値を設定
【目標値】 地域生活への移行者数	６人	令和１１年度末までの地域移行者数 （国の指針　（Ａ）の６%以上）

２　精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置

協議の場・・・協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場

項目	整備状況	備考
整備状況	設置済	令和７年度に設置済

保健・医療・福祉・介護・当事者・家族を交えた、重層的な連携による支援体制を構築するために必要な協議の場を令和７年度に設置した。

（１）重層的な連携による支援体制を構築するために必要な協議の場

開催回数（実績） ※令和８年度は見込	令和６年度	令和７年度	令和８年度
	４回	３回	４回
開催回数（活動目標）	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
	６回	６回	６回

今後、令和９年度中に重層的な連携による支援体制を構築するために協議の場における目標設定及び評価を実施する。

（２）心のサポーター養成数

心のサポーターとは、精神疾患の予防や早期介入につなげることを目的に、メンタルヘルスや精神疾患の正しい知識を持ち、地域でメンタルヘルスの問題を抱える人やその家族に対してできる範囲で手助けする人のことです。

心のサポーター養成事業として心のサポーター養成研修を開催し、心のサポーターを養成します。

項目	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
心のサポーター養成数 （累計）	60 人 （60 人）	120 人 （180 人）	120 人 （300 人）
心のサポーター養成研修の実施回数	２回	４回	４回

（３）K6（こころの健康チェック表）を活用した評価の実施の有無

住民の心理的ストレスを含む何らかの精神的な問題の程度の把握するための尺度である K6 を活用して評価する体制を整備します。

項目	整備状況
K6 を活用した評価の実施の有無（体制整備）	令和９年度から

【参考】

K6 日本語版

年　月　日

氏名

過去３０日の間にどのくらいの頻度(ひんど)で次のことがありましたか。

		全くない	少しだけ	ときどき	たいてい	いつも
1	神経過敏(しんけいかびん)に感じましたか					
2	絶望的(ぜつぼうてき)だと感じましたか					
3	そわそわ、落ち着かなく感じましたか					
4	気分が沈み込んで、何が起こっても気が晴れないように感じましたか					
5	何をするのも骨折(ほねお)りだと感じましたか					
6	自分は価値のない人間だと感じましたか					

引用文献：

古川壽亮, 大野裕, 他. 一般人口中の精神疾患の簡便なスクリーニングに関する研究, 平成 14 年度厚生労働科学費補助金(厚生労働科学特別研究事業)心の健康問題と対策基盤の実態に関する研究/研究協力報告書

３　地域生活支援の充実

（１）地域生活支援拠点等の確保

項目		整備状況	備考
整備状況		設置済	令和２年度に小山町と共同設置 令和８年度から単独で設置
拠点が有する機能	相談	整備済	機能充実に向けた検証・及び検討を継続
	緊急時受入・対応	整備済	
	体験の機会・場	整備済	
	専門的人材の確保・養成	整備済	
	地域の体制づくり	整備済	

（２）地域生活支援拠点等に係る検証・検討

御殿場市障害児者自立支援協議会運営会議の場において、引き続き検証及び検討を行っていきます。

機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討を行う場の名称	御殿場市障害児者自立支援協議会		
コーディネーターの配置人数	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
	３人	３人	３人
上記検証及び検討の年間実施回数	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
	２回	２回	２回

（３）強度行動障害を有する障害者の支援体制の充実

強度行動障害を有する障害者の状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備

項目	整備状況	備考
整備状況	整備済	個別に対応が必要な案件に対し、自立支援協議会等で対応を協議し、支援を行っている。

４　福祉施設から一般就労への移行

（１） 第７期計画の達成状況

項目	事業	人数
令和７年度における福祉施設から一般就労への移行者数	就労移行支援事業	０人
	就労継続支援Ａ型事業	１人
	就労継続支援Ｂ型事業	５人
	生活介護、自立訓練、その他事業所	０人
	福祉施設　計	６人
【第７期の目標値】 令和８年度における福祉施設から一般就労への移行者数	就労移行支援事業	３人
	就労継続支援Ａ型事業	２人
	就労継続支援Ｂ型事業	２人
	生活介護、自立訓練、その他事業所	０人
	福祉施設　計	７人
令和８年度における福祉施設から一般就労への移行者数 【見込】	就労移行支援事業	１人
	就労継続支援Ａ型事業	１人
	就労継続支援Ｂ型事業	３人
	生活介護、自立訓練、その他事業所	０人
	福祉施設　計	５人

（２）第８期計画の成果目標

項目	数値	考え方
基準年（令和６年度）における年間一般就労移行者数	６人 （うち就労定着支援利用者０人）	令和６年度における福祉施設から一般就労した者の数（Ａ）
	（内訳）　０人	就労移行支援事業所（Ｂ）
	１人	就労継続支援Ａ型事業所（Ｃ）
	５人	就労継続支援Ｂ型事業所（Ｄ）
【目標値】 令和 11 年度中の福祉施設から一般就労への移行者数	１４人 （うち就労定着支援利用者０人）	福祉施設から一般就労へ移行者 全体 国の指針　（Ａ）×1.31 倍以上
	（内訳）　３人	就労移行支援事業所 国の指針　（Ｂ）×1.14 倍以上
	２人	就労継続支援Ａ型事業所 国の指針　（Ｃ）×1.52 倍以上
	９人	就労継続支援Ｂ型事業所 国の指針　（Ｄ）×1.67 倍以上

５　障害児通所支援等の地域支援体制の整備

障害児支援の提供体制についての状況と目標は、以下のとおりです。

体　制　種　別		令和８年度 現在の状況	目　標	
（1）	児童発達支援センター	１か所設置済	継続	
（2）	障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進	体制構築済	継続	
（3）	主に重症心身障害児を支援する事業所			
	児童発達支援事業所	１か所確保済	重症心身障害児を支援する機能を有する事業所の機能強化を目指していく。	
	放課後等デイサービス事業所	２か所確保済	継続	
(4)	関係機関と連携体制を確保した上で、障害児相談支援を利用していない場合も含め、障害児及びその家族への伴走的な相談支援体制の整備	未整備	令和１１年度までに整備	
(5)	医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場	設置済	継続	
	医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置数	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
		２人	２人	２人

６　相談支援体制の充実・強化に向けた取組の実施体制の確保

特定相談等は１事業所当たりの相談支援専門員の数が少なく、相談支援専門員一人ひとりの負担が増えています。そのため、事業所を援助する総合的専門的な相談支援体制の更なる充実に向けた取組が求められています。

（１）基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化

①基幹相談支援センターの設置

項目	整備状況	基幹相談支援センターにおける主任相談専門員の配置数		
		令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
基幹相談支援センター設置	設置済	３人	３人	３人

②地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数

指導・助言件数	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
	１件	１件	１件
実施者・実施方法	御殿場市障害児者自立支援協議会の場で実施		

③地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数

指導・助言件数	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
	５件	５件	５件
実施者・実施方法	御殿場市障害児者自立支援協議会の場で実施		

④地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数

指導・助言件数	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
	４件	４件	４件
実施者・実施方法	御殿場市障害児者自立支援協議会の場で実施		

⑤基幹相談支援センターによる個別事例の支援内容の検証の実施回数

指導・助言件数	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
	６件	６件	６件
実施者・実施方法	御殿場市障害児者自立支援協議会の場で実施		

（２）協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善

①現状の整理

地域サービス基盤の開発・改善等を行う上での課題、必要と思われる協議会の体制	基幹相談支援センターと自立支援協議会とが連携した体制

②成果目標

第８期の成果目標	確保予定時期
協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組に実施及び体制確保	既に体制を確保し、実施済 今後、体制の充実を図る。

③活動指標

第８期の活動指標		令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
相談支援事業所の参画による事例検討実施回数		12 回	12 回	12 回
	参加事業者・機関数	３	３	３
協議会の専門部会の設置数		３	３	３
	実施回数	32 回	33 回	34 回

（3）のぞまないセルフプラン※の件数をゼロにするための取組

御殿場市においては、原則、相談支援専門員によりサービス等利用計画策定をすることとしているため、セルフプランによるサービス等利用計画策定を原則認めておらず、のぞまないセルフプラン数はゼロとなっている。引き続き相談支援専門員の支援・育成に努め、のぞまないセルフプラン数ゼロを維持していく。

② 現状・実績

現　　状	令和５年度	令和6年度	令和7年度	令和８年度（見込）
障害福祉サービス等受給者数 障害者計画相談支援	575	591	599	608
セルフプラン数	0	0	0	0
上記の内、のぞまないセルフプラン数	0	0	0	0
障害福祉サービス等受給者数 障害児相談支援	291	294	278	288
セルフプラン数	0	0	0	0
上記の内、のぞまないセルフプラン数	0	0	0	0

②成果目標

第８期の成果目標	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
障害福祉サービス等受給者数 障害者計画相談支援	624	636	650
セルフプラン数	0	0	0
上記の内、のぞまないセルフプラン数	0	0	0
障害福祉サービス等受給者数 障害児相談支援	308	323	338
セルフプラン	0	0	0
上記の内、のぞまないセルフプラン数	0	0	0

※のぞまないセルフプランとは・・・

障害福祉サービスの利用において、本来は相談支援専門員による「計画相談支援」を必要とするものの、地域の事情等により、やむを得ず本人や家族が自分で「サービス等利用計画」を作成せざるを得ない状況を指します。

７　障害福祉サービス等の質を向上するための取組に係る体制の構築

（１）現状の整理

近年、障害福祉サービス等の多様化、サービス事業所の増加に伴い、より一層事業者が利用者に対して、真に必要とするサービスを適切に提供することが求められています。

（２）障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

（３）で設定する項目について、本市における職員への周知、意識付け、配慮や関係自治体との必要な連携等を実施する取組が求められています。

（３）障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組

①県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の市町村職員参加人数

	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
相談支援従事者初任者研修の参加人数	１人	１人	１人
障害支援区分認定調査員研修の参加人数	１人	１人	１人
市町職員への周知、意識付け、配慮等の取組の具体的内容	新任職員については、参加を必須とする。		

②システム等での審査結果分析・共有等

障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の構築時期			構築済
上記体制の具体的内容	毎月の請求に係る事務を通し、随時事業所に助言や指導を行っていくとともに、御殿場市障害児者自立支援協議会を通じて情報共有を図っていく。		
上記共有を実施する回数	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
	１回	１回	１回

第４章　サービス見込量と確保のための方策

１　サービス見込量

（１）訪問系サービス（月間）

サービス種別		令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
居宅介護	利用者数	45 人	46 人	47 人
	サービス見込量	510 時間分	520 時間分	530 時間分
重度訪問介護	利用者数	２人	２人	２人
	サービス見込量	178 時間分	178 時間分	178 時間分
同行援護	利用者数	７人	７人	７人
	サービス見込量	31 時間分	31 時間分	31 時間分
行動援護	利用者数	３人	４人	４人
	サービス見込量	89 時間分	114 時間分	114 時間分
重度障害者等包括支援	利用者数	０人	０人	０人
	サービス見込量	０時間分	０時間分	０時間分

（２）日中活動系サービス（月間）

サービス種別		令和９年度	令和 10 度	令和 11 年度
生活介護	利用者数	157 人	162 人	167 人
	サービス見込量	3,193 人日分	3,293 人日分	3,393 人日分
自立訓練（機能訓練）	利用者数	２人	２人	２人
	サービス見込量	39 人日分	39 人日分	39 人日分
自立訓練（生活訓練）	利用者数	３人	３人	３人
	サービス見込量	68 人日分	68 人日分	68 人日分
	うち精神障害者数	３人	３人	３人
就労選択支援 ※年間延べ人数	利用者数	24 人	22 人	24 人
就労移行支援	利用者数	15 人	17 人	19 人
	サービス見込量	300 人日分	340 人日分	380 人日分
就労継続支援（Ａ型）	利用者数	28 人	28 人	28 人
	サービス見込量	591 人日分	591 人日分	591 人日分
就労継続支援（Ｂ型）	利用者数	290 人	297 人	304 人
	サービス見込量	5,085 人日分	5,225 人日分	5365 人日分
就労定着支援	利用者数	２人	３人	４人
療養介護	利用者数	９人	10 人	10 人
短期入所（福祉型）	利用者数	39 人	44 人	49 人
	サービス見込量	217 日分	242 人日分	267 人日分
	うち強度行動障害を有する者	０人	０人	０人
	うち高次脳機能障害を有する者	０人	０人	０人
	うち医療的ケアを必要とする者	０人	０人	０人
短期入所（医療型）	利用者数	３人	４人	４人
	サービス見込量	15 人日分	20 人日分	20 人日分
	うち強度行動障害を有する者	０人	０人	０人
	うち高次脳機能障害を有する者	０人	０人	０人
	うち医療的ケアを必要とする者	３人	４人	４人

（３）児童通所サービス（月間）

サービス種別		令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
児童発達支援	利用者数	67 人分	69 人分	71 人分
	サービス見込量	792 人日分	812 人日分	832 人日分
放課後等デイサービス	利用者数	212 人	215 人	218 人
	サービス見込量	2,774 人日分	2,813 人日分	2,852 人日分
保育所等訪問支援	利用者数	２人	２人	２人
	サービス見込量	２人日分	２人日分	２人日分
居宅訪問型児童発達支援	利用者数	０人	０人	０人
	サービス見込量	０人日分	０人日分	０人日分

居宅訪問型児童発達支援については、現在事業所がなく利用者もいないため、見込量を0としています。

（４）居住支援系サービス（月間）

サービス種別		令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
自立生活援助	サービス見込量	１人分	１人分	１人分
共同生活援助（グループホーム）	サービス見込量	134 人分	142 人分	150 人分
	うち精神障害者数	75 人分	79 人分	83 人分
	うち強度行動障害を有する者	３人分	４人分	５人分
	うち高次脳機能障害を有する者	３人分	３人分	３人分
	うち医療的ケアを必要とする者	０人分	０人分	０人分
	うち日中サービス支援型	30 人分	32 人分	35 人分
施設入所支援	サービス見込量	89 人分	89 人分	88 人分

（５）その他のサービス（年間）

サービス種別		令和９年度	令和 11 年度	令和 11 年度
地域移行支援	サービス見込量	１人分	２人分	３人分
地域定着支援	サービス見込量	２人分	３人分	４人分
計画相談支援	サービス見込量	624 人分	636 人分	650 人分
障害児相談支援	サービス見込量	308 人分	323 人分	338 人分

２　見込量確保のための方策

○相談支援事業所等の関係機関と連携し、障害のある人が必要としている情報提供を行い、サービス等を障害者が自ら選択して利用できるよう支援します。

○障害の特性に応じたサービス提供ができるよう、関係機関と連携を図っていくとともに、御殿場市障害児者自立支援協議会等を通じて情報交換や学習機会を設け、サービス提供事業所等の資質向上に努めます。

○県が主催する、たんの吸引、強度行動障害、障害者虐待等の各種研修会への参加を働きかけ、人材の質の向上とサービスの提供体制の充実を図ります。

○施設入所者のうち、地域生活への移行が可能な人が円滑に移行できるよう、関係事業所と連携します。

○障害福祉施設維持のため、施設の整備事業に対し、支援を行います。

○障害者の生活の場の確保と地域生活を支援するため、日中支援型グループホームを中心に需要が見込まれる必要な福祉資源の拡充を促進します。

３　基盤整備計画に関する事項

福祉施設の入所者の地域生活への移行や退院者の地域生活への移行、その他の障害福祉サービスの提供のために、必要となるサービスを提供するための基盤整備を着実に行う必要があります。市単独では困難な部分について、また、同様に他市町での提供体制で困難な部分については、周辺市町及び県との連携のもとで、圏域単位における基盤整備を検討します。

（この事項の表は、静岡県が作成した駿東田方圏域の基盤整備計画の数値となります。）

（１）日中活動系サービス

サービス種別		令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
生活介護	整備数	１か所	－	２か所
	利用者数	10 人分	－	20 人分
自立訓練（機能訓練）	整備数	－	－	－
	利用者数	－	－	－
自立訓練（生活訓練）	整備数	－	－	－
	利用者数	－	－	－
就労選択支援	整備数	２か所	－	－
	利用者数	11 人分	－	－
就労移行支援	整備数	－	１か所	－
	利用者数	－	５人分	－
就労継続支援（Ａ型）	整備数	－	１か所	－
	利用者数	－	10 人分	－
就労継続支援（Ｂ型）	整備数	６か所	７か所	７か所
	利用者数	70 人分	65 人分	80 人分
就労定着支援	整備数	１か所	２か所	－
	利用者数	３人分	８人分	－
療養介護	整備数	－	－	－
	利用者数	－	－	－
短期入所（福祉型）	整備数	１か所	２か所	４か所
	利用者数	２人分	７人分	17 人分
短期入所（医療型）	整備数	－	－	２か所
	利用者数	－	－	８人分

（２）児童通所サービス

サービス種別		令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
児童発達支援	整備数	２か所	４か所	３か所
	利用者数	20 人分	25 人分	35 人分
放課後等デイサービス	整備数	７か所	５か所	５か所
	利用者数	65 人分	45 人分	50 人分
保育所等訪問支援	整備数	１か所	―	１か所
	利用者数	３人分	―	５人分

（３）居住系サービス

サービス種別		令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
自立生活援助	整備数	１か所	―	―
	利用者数	３人分	―	―
共同生活援助（グループホーム）	整備数	11 か所	11 か所	10 か所
	利用者数	72 人分	71 人分	65 人分
うち日中サービス支援型	利用者数	18 人分	34 人分	24 人分

４　地域生活支援事業の実施に関する事項

地域生活支援事業は、障害者や障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業体系による事業を効率的・効果的に実施します。また、障害者等の福祉の増進を図るとともに、障害の有無に関わらず、住民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指します。

実施にあたっては、障害福祉サービスで不足している部分において、特に要望が高い事業を中心に検討し、地域の実情に合わせた事業方法により、柔軟な事業展開を行います。

（１）各年度における事業の種類ごとの見込量

事業名	令和９年度		令和 10 年度		令和 11 年度	
	実施見込量箇所数	実利用見込者数	実施見込量箇所数	実利用見込者数	実施見込量箇所数	実利用見込者数
（１）理解促進研修・啓発事業	実施		実施		実施	
（２）自発的活動支援事業	実施		実施		実施	
（３）相談支援事業						
① 相談支援事業						
ア 障害者相談支援事業	４か所		４か所		４か所	
イ 基幹相談支援センター	設置		設置		設置	
② 基幹相談支援センター等機能強化事業	実施		実施		実施	
③ 住宅入居等支援事業	検討		検討		検討	
（４）成年後見制度利用支援事業		１人		２人		２人
（５）成年後見制度法人後見支援事業	実施		実施		実施	
（６）意思疎通支援事業						
① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業						
左欄：手話通訳者　右欄：実利用者数	６人	24 人	６人	25 人	７人	25 人
左欄：要約筆記通訳者　右欄：実利用者数	12 人	２人	12 人	２人	12 人	２人
② 手話通訳者設置事業（専任手話通訳者）		２人		２人		２人
（７）日常生活用具給付等事業						
①　介護・訓練支援用具	5 件		5 件		5 件	
②　自立生活支援用具	20 件		20 件		20 件	
③　在宅療養等支援用具	10 件		10 件		10 件	
④　情報・意思疎通支援用具	20 件		25 件		25 件	
⑤　排泄管理支援用具	1,650 件		1,700 件		1,700 件	
⑥　居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	２件		２件		２件	

事業名	令和９年度		令和 10 年度		令和 11 年度	
	実施見込量箇所数	実利用見込者数	実施見込量箇所数	実利用見込者数	実施見込量箇所数	実利用見込者数
（８）移動支援事業						
利用見込者数		40 人		45 人		50 人
利用見込み時間		3,000 時間		3,200 時間		3,400 時間
（９）地域活動支援センター						
①　Ⅰ型	１か所		１か所		１か所	
②　Ⅱ型	２か所	50 人	２か所	50 人	２か所	48 人
（１０）その他の事業						
①　日中一時支援事業	33 か所	100 人	34 か所	100 人	35 所	100 人
②　訪問入浴サービス事業	２か所	10 人	２か所	10 人	２か所	10 人
③　手話奉仕員養成研修事業	２か所	10 人	１か所	10 人	１か所	12 人
④　朗読奉仕員養成研修事業	１か所	９人	１か所	10 人	１か所	10 人
⑤ 自動車改造助成事業		１件		１件		１件
⑥ 自動車運転免許取得費用助成事業		１件		１件		１件

（２）事業の種類ごとの実施に関する考え方

事業名		実施に関する考え方
（１）理解促進研修・啓発事業		障害者等の理解を深めるため研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ります。
（２）自発的活動支援事業		障害者、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援することにより、共生社会の実現を図ります。
（３）相談支援事業		障害の特性に応じた相談支援ができるよう、身体・知的・精神について、それぞれ専門の事業所へ委託しています。
①相談支援事業	ア 障害者相談支援事業	身体、知的、精神障害者の常勤の相談支援専門員が配置されている各相談支援事業者へ委託しています。
	イ 基幹相談支援センター	地域における相談支援体制の中核として、設置、運営しています。
② 基幹相談支援センター等機能強化事業		社会福祉士等の専門職員を配置して、困難ケース等の対応や地域自立支援協議会への専門的な指導・助言を行うことが可能な相談支援事業者へ委託しています。
③ 住宅入居等支援事業		地域生活移行の推進を実現するため、居住の場を確保する事業です。実施について、今後検討していきます。
（４）成年後見制度利用支援事業		高齢者福祉と連携して、事業を実施します。
（５）成年後見制度法人後見支援事業		高齢者福祉と連携して、事業を実施します。
（６）意思疎通支援事業		事業を円滑に遂行するため、通訳者の人材育成を図ります。

事業名		実施に関する考え方
（７）日常生活用具給付等事業		障害者の自立及び介護者の負担軽減のために必要な用具の給付を実施します。
	① 介護・訓練支援用具	介護者の負担軽減を図る用具を給付します。 （例）特殊寝台、移動用リフト　等
	② 自立生活支援用具	障害者の自立を支援する用具を給付します。 （例）入浴補助用具、移動・移乗支援用具　等
	③ 在宅療養等支援用具	在宅療養に必要な用具を給付します。 （例）パルスオキシメーター、電気式たん吸引器　等
	④ 情報・意思疎通支援用具	情報収集や意思疎通を容易にする用具を給付します。 （例）視覚障害者用ポータブルレコーダー、 聴覚障害者用印字型通信装置　等
	⑤ 排泄管理支援用具	ストーマ装具、紙オムツ等をストーマ造設者や重度の排泄機能障害等の障害者に給付します。
	⑥ 居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	障害者の移動を円滑にする用具で、設置のために小規模な住宅改修を要するものについて、用具と改修費を給付します。
（８）移動支援事業		重度の四肢機能障害、知的障害、精神障害者の外出について、介護者を派遣します。
（９）地域活動支援ｾﾝﾀｰ	① Ⅰ型	障害者の創作活動・生産活動・社会参加の場として、地域生活支援の促進を図るとともに、重度障害者等に、食事や入浴介助を行い、介護者の負担軽減を図ります。
	② Ⅱ型	
（１０）その他の事業	① 日中一時支援事業	障害者の放課後及び日中活動の場の確保と、介護者の負担軽減のために、福祉施設等に委託して実施します。
	② 訪問入浴サービス事業	入浴が困難な重度の四肢機能障害者に対して、自宅に簡易浴槽を持ち込み、入浴サービスを実施します。
	③ 手話奉仕員養成研修事業	小山町と合同で、手話通訳奉仕員養成講座を２年に分けて実施します。
	④ 朗読奉仕員養成研修事業	朗読奉仕員等の人材確保のため、養成講座の実施機関に対して補助を行います。
	⑤ 自動車改造助成事業	自動車改造に要する費用の一部を助成します。
	⑥ 自動車運転免許取得費用助成事業	障害者手帳所持者が運転免許取得に必要な費用の一部を助成します。

参考資料

指定障害福祉サービスの種類

（１）訪問系サービス

サービス種別	説明	給付区分
居宅介護 （ホームヘルプ）	自宅で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。家事の支援、通院の介助を行います。	介護給付
重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は行動障害を有するもので常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援等を行います。	介護給付
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。	介護給付
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。	介護給付
同行援護	視覚障害により、移動が困難な人が外出するときに、移動に必要な情報の提供や移動の援護を行います。	介護給付

（２）日中活動系サービス

サービス種別	説明	給付区分
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。	介護給付
自立訓練 （機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力向上のために必要な訓練を行います。	訓練等給付
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な訓練を行います。	訓練等給付
就労選択支援	就労アセスメントの手法を活用して、障害者本人の希望、就労能力、適性等にあった就労先や働き方が選択できるようサポートします。	訓練等給付
就労継続支援 （Ａ型、Ｂ型）	一般企業等への就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	訓練等給付
就労定着支援	一般就労に移行した人について、企業・自宅等への訪問や来所により生活リズム、家計や体調の管理などに関する課題解決に向けて、連絡調整や指導・助言等の支援を行います。	訓練等給付
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。	訓練等給付
短期入所 （ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合等に、夜間も含め施設で入浴、排泄、食事等の介護を短期間行います。	介護給付

（3）児童通所サービス

サービス種別	説明	給付区分
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。	
医療型児童発達支援	肢体不自由のある児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練及び治療を行います。	
放課後等 デイサービス	授業の終了後又は学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。	
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。	
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等により外出することが著しく困難な児童に対し、居宅に訪問して日常生活における基本的な動作の指導等を行います。	

（4）居住系サービス

サービス種別	説明	給付区分
共同生活援助 （グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。	訓練等給付
施設入所支援	施設に入所する人に対し、夜間や休日に入浴、排泄、食事の介護等を行います。	介護給付
自立生活援助	施設等から一人暮らしに移行した人に対し、定期的に居宅を訪問し、日常生活における課題等の確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。	訓練等給付

（5）その他のサービス

サービス種別	説明	給付区分
計画相談支援	障害福祉サービスを適切に利用することができるよう、サービス利用計画を作成し、サービス提供事業者等との連絡調整等を行います。一定期間ごとにモニタリングを行います。	
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者で、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談などの支援を行います。	
地域定着支援	居宅で一人暮らしをしている人に対して、夜間も含め常時の連絡体制を確保し、緊急時における連絡、相談、訪問等の支援を行います。	
障害児相談支援	障害児が障害児通所支援を利用する前に障害児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。	

御殿場市 第８期障害福祉計画 及び 第４期障害児福祉計画
令和９年度～令和１１年度

発行日　令和９年３月
発　行　御殿場市　健康福祉部　社会福祉課
〒412-8601　静岡県御殿場市萩原 483 番地
電　話：0550-82-4238
ＦＡＸ：0550-84-1046
e-mail：fukushi@city.gotemba.lg.jp
市ホームページ：http://www.city.gotemba.shizuoka.jp/